

告示前は、新聞・雑誌等の自由に選挙権を行使する記事が多い。

⑤ 各種新聞・雑誌紙の報道・評論

社会的行動規範としての標準や、社会的問題に対する意見などを掲載する。

④ 社会的報道行動

告示前の「政治活動」は、この媒体・個人が自由に行なう。

③ 政治活動

組織成員として加入を許す力、行進権、自由に行進する権利。

② 地盤拡張行為の候選会活動

運動会を行なうための準備活動等を行う権利、選舉運動中の行動権等。

① 選舉準備活動

選舉運動行為の告示前の活動

公示日直近の活動が重要な要素である。

事前運動の禁止(公職選舉法129条)

公示前の活動

公職選挙法を守って、 選挙をもっと楽しく 盛り上げよう！

選挙ってよくわからない…

興味はあるけど、なにをすればいいかわからない…

応援したいけど公職選挙法に違反するのがコワイ…

こんなことを思ったことはありませんか？

公職選挙法のことをきちんと理解できれば、

選挙がもっと身近になって、

選挙をもっと楽しく盛り上げられるかもしれません。

そんな想いでこのガイドブックをつくりました。

選挙はわたしたちの暮らしをより良くするための第一歩。わたしたちの日々の暮らしや、わたしたちの未来は、選挙によって作られるといっても過言ではありません。

わたしたちといっしょに選挙を盛り上げていきましょう。

公職選挙法201条の5「政治活動権」による政治活動権力です。

規制を受けないもの(14章の3)、政治活動権を行使する主体に該当しない

(法人財産)すら次の如きの権利を有する者(法人)。

施設等を支持(法人財産)する、公職の候補者を推薦・支持する政治活動権を行使する目的の団体等の主導権力(以下

政治活動権を行使する団体等の主導権力

上記以外の選挙の権利。

□ 告示スライド

法律散文(法律解説)等の選挙権等の通常選挙の場合のみ。

□ 公示スライド

公示スライド

反対する立派な政治活動。

政治上の主導権力(候補者推薦等の主導権)、主導権に

□ 政治活動権スライド

次の運動。公示前の選挙運動禁止等をなす。

選挙人に対する投票依頼等の行為を直接の投票等の手続

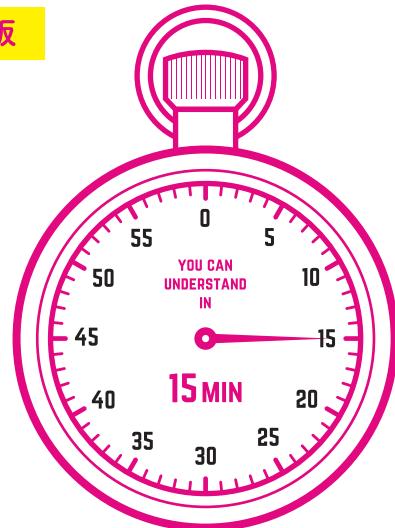
□ 選挙運動権スライド

選挙運動権と政治活動

公職選挙法の基礎知識

1

保存版



15分でわかる！ 公職選挙法

GUIDE BOOK FOR
THE PUBLIC OFFICERS ELECTION ACT

3 公示後の活動

文書活動(政治活動を行う団体が対象)

政治活動用文書のうち、ビラ、ポスター、立札、看板類、シンボルマークが規制される(公職選挙法201条の5)。政治活動用のパンフレット、単行本の発行や配布活動は可能。

室内用ポスターには規制が及ばない。

ただし、不特定多数の人が出入りする場所には掲示しない。

シンボルカラーの規制はない。

マンションへのビラの投函については、オープン型マンション(共用玄関がなく各住戸へ直接入れるマンション)の場合、各住戸のポストにビラなどを投函することは可能。共用玄関型マンションの場合、集合ポストへの投函は可能だが、各住戸への投函は住居侵入罪となるリスクがあるので注意。

インターネット

「〇〇さんにあなたの一票を」など直接的な投票依頼をするような文言を避けねば自由である。

<ウェブサイトを利用する方法>

ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイトなどは、電子メールアドレスなど投稿者に直接連絡を取ることができる連絡先を表示すれば自由に選挙運動ができる。政治団体は、選挙期間中であってもインターネットを活用できる。

(4)

<電子メールを利用する場合>
送信主体は候補者と政党に限られる。

公示後の ネット選挙運動 ※公示日～投票日前日まで	ネットで選挙運動ができる人		
	候補者	政党	一般有権者
解禁される情報発信方法	○	○	○
ウェブサイト	○	○	○
SNS	○	○	○
電子メール	○	○	✗
有料ネット広告	✗	○	✗

街頭での活動

連呼行為の禁止(140条の2) → 短時間に同一内容の短い文言を連續して呼称することは禁止されている。

拡声器の使用は、原則として候補者に限られる(141条)

街頭で道行く人々に個別に「〇〇候補をよろしく」と支持を訴える活動は、特定の人に語りかける囁きに過ぎないので許容される。

(5)

4 投票日当日の活動

すべての「選挙運動」の禁止

投票日には一切の「選挙運動」を行ってはいけない。

投票を棄権しないように呼びかける「棄権防止活動」は、制限されず自由にできる。

MEMO

集会・演説会

選挙運動のためにする演説会は開催できない。

市民団体が独自の要求や政策を訴える集会を開催することについて制約はない。この集会で、本来の進行の合間に、候補者への支持や投票を訴えることは差し支えない。

候補者討論会も開催できる。

戸別訪問と個々面接

戸別訪問は禁止だが、戸別訪問以外の個々面接は自由にできる(138条)。

戸別訪問とは、①特定候補者の投票を得る目的で、②二戸以上連続して訪問する意思をもって、③選挙人の個々の住宅またはこれに準ずる場所を訪問する。

自由にできる個々面接 → ①別の要件で他人の家を訪問したついでに投票を依頼する、②街頭・電車・集会などで出会った人に投票を依頼する、③自分の家や事業場に尋ねてきた人に投票を依頼する、④職場で同僚と会った際に投票を依頼する。

電話

電話による選挙運動は自由にできる。

公示後の活動は「投票日前日」まで!

監修：ミナセンロイヤーズネット／徳田隆裕(弁護士)
発行元：PeaceにVote! ママの会@いしかわ

(6)

(7)